

別表第1（第3条、第5条関係）

事業区分	分類	補助対象経費	内容	補助事業者	事業実施主体	補助率	市町村等の財政負担	補助限度額	
1 生活用水確保 支援事業		ア 生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査又は検討事業に要する経費	・整備必要箇所の把握等調査費（聞き取り調査費、測量製図費、会議費等）			補助対象経費から地元負担金を控除した3分の2以内	負担を要する（注3）	1 事業当たり3,000万円	
		イ 給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費	・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。） ・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、滅菌機、ろ過材の交換等） ・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等）					なし	
		ウ 南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する経費	・浄水装置購入費					なし	
2 移動手段・ 物流確保支援事業	(1) 生活用品確保等	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）	市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	市町村等 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会 ・市町村が認める団体等 ・企業者及び個人事業者（以下「企業等」という。）	2分の1以内 （事業実施主体が企業等の場合3分の1以内）	負担を要する（注1） （注2） （注3）	1 事業当たり2,000万円 ※但し試行に要する人件費1人当たり100万円	
		イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費	・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費					なし	
	(2) 移動手段確保	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の移動手段確保のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等	・地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等） ・地域公共交通網形成計画等の策定に必要な経費（委託料等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費）	市町村等 ・市町村が委託等を行う交通事業者 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会 ・市町村が認める団体等	2分の1以内	3分の2以内 （既存車両等の更新のみの場合2分の1以内）	負担を要する（注3）	なし	
		イ 新たな取組の実証運行に要する経費 自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等による運行費又は運行委託料	・運行に係る経費（人件費、通信費、交通事業者への委託料、補助金等）					なし	
		ウ 運行に必要な車両等に要する経費 自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等の運行に必要な車両の購入又は改造、待合所の整備等	・運行（実証運行を含む。）に必要な車両の購入又は改造 ・車両のラッピング ・乗降場所の整備 ・冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ）					なし	
		エ 自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送・セダン等）運転者資格取得講習会の受講料のうち受講者負担分を除いた額	・認定事業者が国土交通大臣に届け出ている受講料から、受講者負担分（5,000円に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額）を除いた額					国土交通大臣認定事業者	定額
	(3) 貨客混載推進	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の貨客混載推進のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等	・地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等） ・地域公共交通網形成計画等の策定に必要な経費（委託料等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費）	市町村等	市町村等 ・貨物運送事業者 ・旅客運送事業者 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会 ・市町村が認める団体等	3分の2以内	負担を要する（注3）	なし	
		イ 新たな取組の実証運行に要する経費 貨客混載による運行費又は運行委託料	・運行に係る経費（人件費、通信費、事業者への委託料、補助金、保管施設リース料等）					なし	
		ウ 運行に必要な車両等に要する経費 貨客混載の運行に必要な車両の購入又は改造、保管施設・設備の整備に要する経費又は付帯する備品等の購入に要する経費	・運行（実証運行を含む。）に必要な車両の購入又は改造 ・車両のラッピング ・保管施設・設備整備（冷蔵冷凍庫、蓄冷庫、車両積載用冷蔵ボックス等）又は備品購入費（コンテナ、運搬台車等） ・冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ）					なし	
	3 その他特に知事が必要であると認める事業		地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要であると認める経費		市町村等	市町村等、地域団体、任意団体又は集落	2分の1以内	負担を要しない	なし

(注) 1 企業等が事業実施主体となる場合は、補助事業者及び事業実施主体はそれぞれ、3分の1以上の財政負担を要するものとする。
2 事業の実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、事業実施箇所にある全ての市町村の負担を要するものとする。
3 補助事業者の負担割合については、特に定めない。